

織田信孝と禁制——〈交渉型〉禁制を中心に

吉田 龍太

はじめに

本稿は、織田信孝の発給文書の分析を通じて、信孝が、本能寺の変後にどのような段階を踏んで信長の後継者という存在に移行したか、を検討するものである。

織田信孝を主題とする論文は必ずしも多くない^①。信孝の事績や事実関係として、奥野高廣氏によって織田家による甲州遠征で信孝が木曾義昌の離反に関わったことが明らかにされており^②、四国出兵については、諏訪勝則氏や稲本紀昭氏によって、三好笑岩の養子となる信孝が望んだことであつたこと等、出兵に際しての状況が明らかにされている^③。一方、公家との関係や朝廷との関係については、山崎布美氏によつて、信孝が吉田兼見や水無瀬親具、万里小路充房らと親しく交流を持っていたこと、また、朝廷からの薫物の下賜の事例を精査することによつて、御厨の回復を狙う朝廷と信孝との交流が解明されている^④。さらに、本能寺の変後の信孝についても、伊藤真昭氏によつて、本能寺の変後に美濃に在国していたにもかかわらず、信長の後継者的存在として京都で公家や寺社に認められたこと^⑤、尾下成敏氏によつて、その結果、山城国を得ていた羽柴秀吉との対立に至り、その後の争いに繋がった点が指摘されている^⑥。この、本能寺の変後の京都での影響力については、山崎氏によつて、公家との人脈を糸口に信孝が安

堵を相次いで求められたこと、清須会議での宿老合議制決定後にも信孝に文書発給が求められたこと、等が指摘されている^⑦。

以上の研究によつて、信孝の本能寺の変前後の動向が解明され、変後において京都に影響力を持っていた点が明らかにされつつあるが、では、信孝の京都での影響や後継者としての位置づけの、起点はどこに求めるべきであろうか。確かに信孝は、変後、八月までには継目安堵による裁定能力を求められていたが、京都の公家や寺社が信孝を頼れるだけの、実績ないしは契機については、必ずしも明らかではない。山崎氏によれば、織田一門は領国支配を担う一門大名ではなく、信長や信忠に従い領国経営を支え、軍事的協力を求められた存在であつたと指摘されているから、信長生前に信孝を公家や寺社が頼る地盤があつたとは考えにくい。しかし、変後の八月頃には信孝による安堵が求められていることを踏まえれば、本能寺の変が起きた六月二日以降、急速に信孝を後継者とする基盤がつくられた、と考えるのが妥当であろう。

そこで本稿が注目するのは、信孝の本能寺の変直後の動向として、六月中に数多くの文書を発給しており、特に禁制の発給が目立つ、という点である。当該期の禁制研究については、水野領氏をはじめ数多くの議論が重ねられているが、こうした動向を踏まえつつ、大徳寺文書の禁制群を分析した東島誠氏によれば、発給者側にはその存在を複

数相手に認知させる効果、寺社側には歴史の節目に時の権力者からの保護を求めて書いてもらう必要性、という、二つの側面があったとしている。^⑨こうした二面性に関して、峰岸純夫氏は、軍勢からの保護を指揮者に保護してもらい、保護の対価に札銭を伴うことを述べ、在地側の要請の面を重視したが、^⑩最近奥芝理沙氏は、戦国大名今川氏が発給した禁制の様式分類を通じて、発給者側の意思を読み取る方法を提示している。^⑪本研究ではこのような禁制の持つ二つの性質を踏まえ、本能寺の変という歴史の節目に、信孝が発給した禁制に着目し、信孝発給文書の特徴を検討する。その上で、信孝の後継者という立ち位置が、どのようにして形作られたのか、その初発の契機について考察したい。

一 本能寺の変直後の信孝の禁制の特徴
——「付けたり」はなぜ付されたのか

織田信孝は本能寺の変後、複数の安堵状や禁制を発給している。その内、八月以降の発給については、「はじめに」でも述べたように、山崎氏や伊藤氏、尾下氏によって京都に影響力をもった信孝による発給であることが分かっている。特に継目安堵という点で信長の後継者的な存在として認識されていた、と山崎氏は指摘している。織田信孝の発給文書については山崎氏の研究が詳しい。^⑫山崎氏の研究を参考にしつつ、信孝の行動を、居場所特定を通じて再検討を加えるべく、^⑬文書発給と発給地点とが分かる〈表①〉を作成した。

〈表①〉から六月中に発給した文書の多くは禁制であったことが分かる。禁制は、「はじめに」で述べたとおり、本能寺の変後の混乱に際して、発給側が一方的な都合や自身の認知、勢力を拡げることがを意

〈表①〉 織田信孝発給文書及び行動一覧表

No.	月日	文書名	宛所	内容	文書群名・出典	信孝の居場所
1	6月4日	織田信孝判物	岡屋七郎	山城：所領安堵	桑原羊次郎氏所蔵文書	
2	6月4日	織田信孝判物写	安井清右衛門	摂津：筋目相違なし、諸役免除	安井文書	
3	(6月5日)	(織田信孝判物)	(水無瀬親具)	(摂津：所領安堵)	(水無瀬宮文書 手日記)	大坂(『家忠日記』『多聞院日記])
4	(6月5日カ)	(織田信孝判物)	(道明寺天満宮)	(河内：寺領安堵)	(道明寺天満宮文書)	
5	〈6月7日〉	織田信孝禁制	大山崎	山城：禁制	離宮八幡宮文書	
	6月12日					大坂(金井文書)
	6月13日					天神馬場(『古文書雑纂』所収信孝書状写) 勝龍寺(『兼見卿記])
6	〈6月13日～6月14日〉	織田信孝禁制	東寺八条境内遍照院	山城：禁制	東寺文書	
7	〈6月13日～6月14日〉	織田信孝禁制	東福寺同門前	山城：禁制	東福寺文書	
	6月14日					山城(『兼見卿記])
	6月15日					草津(『兼見卿記])
8	6月16日	織田信孝判物	周彭蔵主	山城：寺領安堵	武家手鑑	安土(『兼見卿記])
	6月18日					安土(水無瀬宮文書)
9	6月20日	織田信孝判物	(田中虎)	近江：所領充行	堀井清一氏所蔵文書	
	6月22日					美濃(『兼見卿記])
10	〈6月23日または24日か〉	織田信孝判物写	吉田右衛門督	山城：安堵	兼見卿記	
11	6月25日	織田信孝判物	永原辰千代	近江：所領充行	永原五膳氏所蔵文書	
	6月27日					尾張か(村井長頼覚書)
12	6月晦日	織田信孝禁制	西之郷中宝林坊	美濃：禁制	敬念寺文書	
13	6月日	織田信孝禁制	大宝寺	美濃：禁制	岐阜県統古文書類纂	
14	6月日	織田信孝禁制	立政寺	美濃：禁制	立政寺文書	
15	6月日	織田信孝禁制	千手堂	美濃：禁制	諸国高札	
16	6月日	織田信孝禁制	常在寺	美濃：禁制	岐阜県統古文書類纂	
17	6月日	織田信孝禁制	和州法隆寺	大和：禁制	法隆寺文書	
18	6月日	織田信孝禁制	常善寺	近江：禁制	常善寺文書	

※山崎布美「織田権力の形成と終焉」172-173頁所掲の表「織田信孝の発給文書一覧」の、天正10年6月発給文書を基に、筆者作成。〈〉内が、本稿で示した発給日特定である。なお、22点のうち書状4点については、表から除いたが、6月13日の居場所特定情報を含む書状については、「信孝の居場所」欄にその旨註記した。

※No. 18は、『大日本史料』11編之1、251-252頁では織田信雄の発給とするが、常善寺文書（東京大学史料編纂所写本、4171.61-3）の花押影により、織田信孝禁制である。

図している場合と、軍隊の通過・戦闘に先立って、その将の保護を求めるべく保護される側が選んだ場合の、二つに分類できる。これら二つを前提に検討する。

まず必要となるのは、日付のない文書を、信孝の居場所特定を通じて時系列順に並べ直す作業である。そこで、〈表①〉を見ていただくと、信孝は少なくとも六月五日から十二日の間、大坂から河内や摂津を中心に安堵状や禁制の発給をしていたようである。¹⁴その最初の禁制となる大山崎宛禁制については、禁制それ自体には日付が無いものの、次の丹羽長秀副状から、六月七日であつたと推定できる。¹⁵

当所之儀、三七殿任「御制札之旨」、聊不_レ可_レ有「異儀」候、自然違背之族、速可_二申付_一者也、仍如_レ件

六月七日

大山崎惣中

（舟形）
惟住五郎左衛門尉

長秀（花押）

右に見える三七殿の「御制札」こそ、表①No.5の信孝禁制であると考えられる。大山崎宛禁制については、第二章で検討を行うものとして、この後を一旦追おう。

次に山崎の戦い以降の信孝の行動と禁制を検討する。信孝は六月十五日には草津に居ることが確認される。¹⁶十四日に京都に居ることが確認できるため、おそらく十三日から十四日に山崎・勝龍寺から山城經由で移動したのだろう。ここで信孝の六月中の禁制に東寺（表①No.6）と東福寺（表①No.7）に発給しているものがあるので比較しよう。

禁制

東寺八条境内遍照院

一、軍勢甲乙人乱妨狼藉事、
一、陣取放火事、付伐「取山林竹木」事、
一、田畠立毛苅取事、付相「懸矢錢兵糧米」事、
右条々、堅令「停止」訖、若違乱之輩、速可_レ処「罪科」者也、仍下知如_レ件、

天正拾年六月 日

三七郎（花押）¹⁸

禁制

東福寺同門前

一、軍勢甲乙人乱妨狼藉之事、
一、陣取放火之事、付剪「採竹木」事、
一、田畠立毛苅取事、
右条々、堅令「停止」訖、若違犯之輩、速可_レ処「罪科」者也、仍下知如_レ件、

天正拾年六月 日

三七郎（花押）¹⁹

二つの文書は、「付けたり」部分を除くと、文字もほとんど変わらず記載事項が同一であるという共通点が挙げられる。東福寺への禁制の一条目に「之」が追加されている程度の差異である。まずこの点から、信孝が京都で発給した禁制は、同一文面を複製し、一斉発給すべく準備されたものであつた、と考えてよからう。と同時に、ここで「付けたり」部分に着目すると、発給にあたつて、宛所ごとに差異が設けられたこともまた、明らかとならう。つまり、右の二通から明らかとなるのは、信孝側が準備した複製文面の存在とあわせて、発給に至るまでに、東寺・東福寺が実際に信孝側と交渉し、禁制への内容追加を要求した結果、盛り込まれた文面である、ということであろう。東寺への禁制には「八条境内遍照院」といった細かい場所の指定もあ

り、こういった点も、直接交渉した結果である点を示唆するものである。

以上のとおり、これら両文書が、東寺・東福寺との直接交渉の末に発給されたものであることを踏まえると、この時信孝は、遠隔地ではなく両寺院との交渉が可能で、近場に在陣していた、と推論することが可能であろう。つまりこれら二通は、信孝が山城に居た六月十三日、十四日の発給であると考えてよからう。時期としても、明智光秀の敗北が決定的となったタイミングであり、勝った信孝に申請したのも自然と言える。

続いて美濃国内に出された六月の無日付文書を検討する。『兼見卿記』には「三七郎殿諸勢濃州へ下向云々」とあり、信孝は六月二十二日には美濃に居たようである。^②美濃国内の諸寺への禁制発給が美濃入国前から後かであるかについては、おそらく入国後であろう。まずは立政寺への信孝の禁制（表①No.14）を検討する。^②

禁制

立政寺

- 一、甲乙人乱妨狼藉之事、^①付詞堂非分事、
- 一、陣取放火之事、^②付殺生之事、
- 一、伐採竹木之事、^③付門前新儀諸役事、
- 右条々、堅令停止訖、若違犯之輩、速可^レ処^二罪科^一者也、仍下知如^レ件、

天正拾年六月日

三七郎（花押）

傍線部①②③に見る通り、東寺や東福寺と比べて「付けたり」が多く確認できる。さきの東寺・東福寺の例では、「付けたり」があることを事前の交渉の結果とみなしたが、美濃国立政寺の場合はいかがで

あろうか。そこで注目されるのが、これより八年前、美濃国を治める兄信忠によって発給された、天正二年（一五七四）の禁制である。^②

禁制

立政寺

- 一、殺生之事、……………信孝禁制の②
- 一、寺中并門前新儀之諸役之事、……………信孝禁制の③
- 一、詞堂已下非分之族申懸之事、……………信孝禁制の①
- 右於^二違背之輩^一者、速可^レ処^二嚴科^一者也、仍制旨如^レ件

天正式
三月 日

（花押）
（織田信忠）

見ての通り、信孝禁制の「付けたり」①②③の部分と、八年前の信忠禁制の条文内容が、完全に合致するのである。つまりさきの信孝禁制は、信孝側が用意した元々の三箇条に、立政寺側が信忠禁制の三箇条を直接信孝側に見せ、これを「付けたり」として書き込むことを要請した結果であり、このような交渉を経て発給されたがゆえに、かくも多くの「付けたり」を持つ条文構成となったことが明らかである。

ここで注意すべき点は、あくまで信孝の発給意図は元々の三箇条にあり、「付けたり」①②③の内容は、信孝の受給者に対する個別の対応であった、という点である。ちなみに「付けたり」①②③の根拠となった信忠禁制については、中島雄彦氏が、当時の岐阜城主は信長であり、信忠が発給した経緯は不明としつつも、乱暴狼藉、竹木伐採、陣取といった他の禁制に見られる禁止条項がないことから、戦乱ではなく兵站補給といった状態であったと指摘している。^③これを踏まえるならば、信孝は、信忠期とは異なり、変後の混乱の中、戦乱と兵站補

給と両面からの保護の必要性を迫られていたことが伺えよう。そして、そういった事情を汲める立場にある、というのは、やはり、遠隔地ではなくその場にいるということであり、信孝の美濃在国中での発給であることは確実であろう。つまりこれも、複製文面の一斉発給ではない「個別対応」の実情が伺える事例ということになる。ちなみに立政寺には、羽柴秀吉も、六月二十三日付で禁制様判物を発給している。⁽²⁴⁾

当寺事、乱妨狼藉、并竹木伐取事、令_レ停止_二訖、若違乱輩於_レ在_レ之者、可_レ有_二注進_一、相理無_二別儀_一様申調可_レ進_レ之候也、

天正拾年

羽柴筑前守

六月廿三日

秀吉（花押）

立政寺

内容からして信孝の禁制の方が、保護内容が多い。この判物について小林清治氏は、禁制の発給権は清須会議の決定から信孝に本来あるべきである、と述べているが、清須会議は二十七日であり、更に伝達時間を考えると、そもそも判物の日付が二十三日である以上、その指摘はあたらない。おそらく立政寺は、この判物の内容に不満を持ち、信孝を訪ねたのだろう。以上のことから立政寺は羽柴秀吉の禁制に不満を持ち、信孝に兄信忠の禁制を見せたうえで信孝と交渉し、禁制発給を得たのだろう。そうなるとう立政寺への信孝禁制が発給されたのは六月二十三日以降であると考えられる。その他美濃国の諸寺へ発給した禁制も立政寺への禁制発給時期と変わらないと考えている。表①のNo.13、15、16にあたる三つの文書が続けて掲出する。

禁制

大宝寺

一、甲乙人乱妨狼藉之事、
一、伐_二採山林竹木_一之事、
一、臨時之課役非分之事、
右条々、堅令_二停止_一訖、若違背之族、速可_レ処_二罪科_一候也、仍下知如_レ件、

天正拾年六月日

三七郎（花押）⁽²⁶⁾

禁制

千手堂

一、甲乙人乱妨狼藉之事、
一、田畠立毛刈取之事、
一、伐_二採竹木_一之事、
右条々、堅令_二停止_一訖、若違犯之輩、速可_レ処_二罪科_一者也、仍下知如_レ件、

天正十年六月日

三七郎在判⁽²⁷⁾

禁制

常在寺

一、殺生之事、
一、寺中並門前新規諸役之事、
一、詞堂以下非分之族申懸之事、
右於_二違背之輩_一、速可_レ処_二嚴科_一者也、而制旨如_レ件、

天正十年六月日

信孝（花押）⁽²⁸⁾

これら三つの寺堂に関しては、管見の限り信孝以前に信長や信忠が発給した禁制が無く、先行禁制の内容が取捨されたかどうか、といった検討は難しいが、特徴として、どれも条文構成が違うことが挙げら

れる。第二章で詳しく扱う明智光秀の本能寺の変後の各種禁制や、先述した信孝の東寺・東福寺宛禁制がそうであるように、禁制にはフォーマットを用意し、複製して発給される例もある。その一方で、立政寺を含め、六月中の禁制においてどれも条文構成が違うということは、寺社に対して個別に禁制を用意したということである。つまりこれらも、遠隔地ではなくその場で書いた例とみなすべきだろう。よってこれら三通も、六月二十二日以降の発給であると考ええる。

最後に、信孝の経路からすれば遠隔地であったと考えられる、法隆寺宛の禁制(表①No.17)を検討する。まずは、信長が法隆寺に永禄十一年に発給した禁制と信孝の禁制を比較したい。

禁制

大和法隆寺

- 一、当手軍勢濫妨狼藉之事、
- 一、陣取、寄宿、放火之事、
- 一、相_レ懸矢銭・兵糧米等_二事、

右条々、於_二違犯之輩_一者、速可_レ処_二嚴科_一者也、仍執達如_レ件、

永禄十一年十月日

彈正忠(朱印)²⁹⁾

禁制

和州法隆寺

- 一、軍勢甲乙人乱妨狼藉之事、
 - 一、陣取放火之事、
 - 一、相_レ懸矢銭兵糧米_二事、
- 右条々、堅令_二停止_一訖、若違犯之輩、速可_レ処_二罪科_一者也、仍下知如_レ件、

天正拾年六月 日

三七郎(花押)³⁰⁾

書止め文言が奉書形式から下知状形式に変更されているものの、内容はほぼ同一であるから、交渉の過程で信長禁制が参照された可能性は高いが、ただし、「付けたり」もなく、大和国が信孝の経路に無いことを考えると、密な条文交渉までは行われず発給されたものと考えられる。ここで重要なのは、これら二つの禁制が、ほぼ同一内容の条文構成をとりながらも、信孝独自としか言いようのない、二つの特徴、信長禁制との相違点を備えている点である。その二つとは、傍線を付した箇所である。第一に「寄宿」が削除されていること、第二に「当手軍勢」が「軍勢甲乙人」に置き換えられたことである。

一見すると些細な相違点であり、単なる表記の揺れのようにも見えるが、これと同じ変更が、東寺宛禁制でも行われていることを確認すれば、じつはこの変更が、信孝の方針として、一律に実施されたものであることが明らかとなる。このことを示すために、信孝が参照したと判断できる信長禁制とともに、信孝禁制(表①No.14)を再掲する。

禁制

東寺同境内

- 一、当手軍勢濫妨狼藉之事、
- 一、陣執放火之事、付寄宿、
- 一、伐_二採竹木之_一事、

右条々、於_二違犯之輩_一者、速可_レ処_二嚴科_一者也、仍執達如_レ件、

永禄十一年九月日

彈正忠(朱印)³¹⁾

禁制

東寺八条境内遍照院

- 一、軍勢甲乙人乱妨狼藉事、
- 一、陣取放火事、付伐_二取山林竹木_一事、
- 一、田畠立毛苅取事、付相_レ懸矢銭兵糧米_二事、

右条々、堅令「停止」訖、若違乱之輩、速可^レ処^二罪科^一者也、仍下知如^レ件、

天正拾年六月 日

三七郎（花押）³²

傍線で示したとおり、両者の変更箇所は、先述の法隆寺の例と全く同じであり、したがって、この変更が寺社側ではなく、信孝側の意思で行われたことは、もはや明らかであろう。つまり信孝禁制では、基本的に、「寄宿」までは制限せず、これを記載しない方針であったことが伺える。

ただし、信孝の方針通りとは言っても、法隆寺宛禁制と違って、東寺が取得した禁制には、はなはだ「付けたり」が多い。元々の信孝の禁制フォーマットには無く、信長禁制には第三条として立項されていた「伐^二採竹木之一事^一」が、「付けたり」の形で信孝禁制の第二条に追加されたと考えれば、東寺のケースでは、信長禁制を基とした交渉が、密に行われたことは疑いない。

ここまで大山崎以外の信孝禁制を検討してきた。信孝の禁制では、複製されるフォーマットを用意しながらも、「付けたり」によって、個別の交渉結果が反映されたこと、さらには交渉を受けたうえで発給対象ごとに内容を変えて個別の対応を行っていること、また、交渉を受け入れつつも、先行禁制を信孝の独自ルールに置き換える操作が加えられていた点も明らかとなった。

二 「複製型」禁制と〈交渉型〉禁制

——変直後の大山崎宛禁制に見る、 明智光秀と織田信孝

前章で信孝禁制の特徴が明確になったところで、同時期の明智光秀の禁制との比較、とりわけ大山崎での双方の禁制発給について検討する。光秀の発給状況については、柴辻俊六氏の研究が詳しい³³。柴辻氏の研究を参考にしつつ、光秀の行動・居場所をもこれに加味して、文書発給と発給地点が分かる〈表②〉を作成した。併せて、光秀禁制も五つ列挙して比較する（表② No.1～No.5）。

禁制 大山崎

- 一、軍勢甲乙人濫妨狼藉事、
 - 一、陣取放火事、
 - 一、相^二懸矢錢兵糧米一事^一、
- 右条々、堅令「停止」訖、若於「違犯之輩」者、速可^レ処^二嚴科^一者也、仍下知如^レ件、
- 天正十年六月三日
- （明智光秀）
日向守（花押）³⁵

禁制 多賀社中

- 一、軍勢甲乙人乱妨狼藉事、
 - 一、陣取放火事、
 - 一、相^二懸矢錢兵糧米一事^一、
- 右条々、堅令「停止」訖、若有「違犯之輩」者、速可^レ処^二嚴科^一者也、仍下知如^レ件、
- 天正十年六月六日
- 日向守（花押）³⁶

〈表②〉 明智光秀発給文書及び行動一覧表

No.	月日	文書名	宛所	内容	文書群名	光秀の居場所
	6月2日					大津(『兼見卿記』)坂本(『多聞院日記』)
1	6月3日	明智光秀禁制	大山崎	山城：禁制	離宮八幡宮文書	近江(『兼見卿記』)
	6月4日					近江(『兼見卿記』)安土(『多聞院日記』)
	6月5日					安土(『兼見卿記』)蓮成院記録)
2	6月6日	明智光秀禁制	多賀社中	近江：禁制	多賀神社文書	
3	6月7日	明智光秀禁制	山城国 上賀茂 貴布祢	山城：禁制	賀茂別雷神社文書	安土(『兼見卿記』)
4	6月7日	明智光秀禁制写	摂津河辺郡 開運寺	摂津：禁制	渡辺重雄氏所蔵	
	6月8日					洛中または近江(『兼見卿記』)
5	6月9日	明智光秀禁制	大徳寺并門前	山城：禁制	大徳寺文書	洛中→下鳥羽(『兼見卿記』)
	6月10日					河内(『兼見卿記』)
	6月11日					下鳥羽・淀城(『兼見卿記』)
	6月12日					
	6月13日					山崎の戦い

※柴辻俊六『織田政権の形成と地域支配』、藤井譲二編『織豊期主要人物居所集成〔第二版〕』、藤田達生・福島克彦編『明智光秀〔史料で読む戦国史③〕』を基に、筆者作成。

禁制
上賀茂同貴布祢

一、軍勢甲乙人乱妨狼藉事、

一、陣取放火事、

一、相懸矢銭兵糧米一事、

右条々、堅令停止訖、若有違犯之輩者、速可処厳科者也、仍下知如件、

天正十年六月七日

日向守 (花押)³⁷

禁制
大徳寺并門前

一、軍勢甲乙人乱妨狼藉事、

一、陣取放火事、

一、相懸矢銭兵糧米一事、

右条々、堅令停止訖、若有違犯之輩者、速可処厳科者也、仍下知如件、

天正十年六月七日

日向守 (花押影)³⁸

禁制
摂州河辺郡 開運寺

一、軍勢甲乙人濫妨狼藉事、

一、陣取放火事、

一、相懸矢銭兵糧米一事、

右条々堅令停止訖、若有違犯之輩者、速可処厳科者也、仍下知如件、

天正十年六月七日

日向守 (花押)³⁹

光秀の禁制を比べると全ての表記が一致している。この点から信考

とは違って、禁制を全て複製していることが伺える。続けて発給対象と発給地点を比べる。多賀社、大徳寺を除くと、禁制の宛所よりも離れた土地に居たことが分かる。これは遠隔地において禁制を発給していることの現れである。多賀社と大徳寺については、前者は安土、後者は山城で大徳寺に銀子を寄進したタイミン⁴⁰グでの発給であると推察できる。安土で交渉があったかどうかは判別し難いが、「付けたり」も無く、その他へ発給した禁制と同じものであることを考えると、交渉は無かった可能性が高い。特に大徳寺の場合には、発給当日に銀子を献上したことが『兼見卿記』から分かる。本来札銭を支払うのは受給者側であることを踏まえると、受給者側の大徳寺が発給者側の光秀から銀子まで受け取っていることになるから、この禁制授受は、大徳寺側というより、光秀側の意向で行われた、と考えるべきであろう。東島誠氏は大徳寺について「禁制獲得に積極的である」と述べた際、「歴史の折々の節目」で禁制を取得した四つの事例を挙げ、表②No.5の光秀禁制についても挙証しているが、本能寺の変後の光秀禁制の場合に限っては、光秀からの一方的発給であり、積極的であるとは限らないのではないだろうか。いずれにせよここまでの検討から、光秀は基本フォーマットを複製することで、様々なところへ禁制を送ったことが分かる。信孝と比べると一方的であり、だとすればなおさら、信孝禁制においては個別の交渉と対応を顕著な特色としたことが、浮き彫りとなろう。東島氏の言葉を借りれば、光秀は自身の存在を複数相手に認知させようとしたのだろう。これは変後に諸方面の支持を集めたいという状況とも合致する。ただし、複製した禁制を一気に撒いたわけではないことは、日付と位置から伺える。例えば摂津開運寺宛禁制の場合、六月七日付であるが、『兼見卿記』八日条に「明日至⁴²摂州」手遣云々」とあるように、これは、光秀の摂津出陣以前

のものである。一方で大徳寺の場合は銀子寄進がてら、というように、一斉配布ではなく必要に応じて発給していったと考えられる。光秀の禁制発給の特徴も明らかとなったところで、次に、大山崎が取得した、光秀・信孝双方の禁制について検討する。まず信孝禁制（表①No.5）は過去の信長禁制を参照していることが、次の比較で分かる。

禁制

定 大山崎惣中

- 一、当手軍勢甲乙人乱妨狼藉之事、
- 一、陣取放火之事、
- 一、山林竹木伐採事、
- 一、矢銭兵糧米相懸事、
- 一、新儀非分之族申懸事、

以上、

右条々、堅令^レ停止^二訖、於^レ若違犯輩^一者、速可^レ処^二嚴科^一者也、
仍如^レ件、

元龜四癸酉三月日

御朱印⁴³

禁制 大山崎

- 一、軍勢甲乙人乱妨狼藉之事、
- 一、陣取放火之事、
- 一、剪^二採山林竹木^一之事、
- 一、相^二懸矢銭兵糧米^一之事、
- 一、理不尽催促使入事、

右条々堅令^二停止^一訖、若違犯之輩於^レ有^レ之者、速可^レ処^二罪科^一

者也、仍下知如^レ件、

天正拾年六月 日

(織田信孝)
三七郎(花押)

両者を比較すると、最初の四条は、「当局」を外すなど、東寺や法隆寺の例に通じる特徴ある相違点はあるものの、条文構成としてはほぼ同一である。信孝禁制には、他に五条構成のものはないことから、基本的に信長禁制の踏襲であると言つてよい。が、第五条については、同傾向の事象についての規定ではあるものの、明らかに変更が加えられており、そこに交渉の痕跡がうかがえる。この時、信孝自身が大坂に居たことを踏まえると、大山崎とは使者を介した交渉であつたと考えてよからう。

一方、光秀の禁制(表②No.1)は、他の光秀発給の禁制とも全く同一構成の三条書きであり、前述の検討結果のように、基本フォーマットを複製して、一方的に発給された禁制の一つであつた。

それでは、本能寺の変後に大山崎が取得した二通の禁制の關係は、どのように説明可能であろうか。光秀禁制(表②No.1)は変直後の六月三日付であり、信孝禁制(表①No.5)は、第一章での考証により、六月七日の発給である。つまり、光秀禁制のほうが先行する。また、光秀禁制は三条書きであり、信孝禁制は五条書きである。以上の要素を加味すると、流れとしては、六月三日付で近江から光秀が三条構成の禁制を一方的に発給↓おそらく五日までには大山崎へ到着↓大山崎側より大坂の信孝へ使者を派遣↓七日には信孝禁制・長秀副状が発給、ということになる。光秀禁制の後に、信長禁制を基にした信孝禁制が発給されたことは、大山崎が一方的な光秀の禁制発給に不満、もしくは危機感を持ち、信長禁制を持ち出して信孝に新たな禁

制を求めた、と考えるのが妥当であろう。

先述したとおり、光秀は自身の政治的ポジションの認知向上や支持を集める一環として、一方的に禁制を発給していた。状況から見ても、個別のニーズに応じた交渉があつたとは考えにくく、これは禁制が基本フォーマットの複製ばかりであつたことから明らかである。一方で信孝は、基本的に受給者への個別対応を行つており、それは交渉によるものである場合がほとんどであつた。その中には過去の信長・信忠の内容を一部または全部引き継ぐものも含まれていた。本節に見た大山崎の例は、まさしく大山崎側が、実効性の疑わしい光秀の禁制発給よりも、交渉の余地のある信孝の禁制のほうを求めたのだ、という、受給者側のニーズをはっきりと示すものであるといえよう。受給者側は信孝に保護の継続を求め、そして信孝もまた、それに応えていたということである。

以上に見た、大山崎の事例によつて、禁制発給には二つのタイプがあり、これらをして、「交渉型」、「複製型」と命名することとしたい。信孝に代表される「交渉型」禁制には、受給者と現地で直接交渉するケースもあれば、遠隔地ゆえに使者を介して交渉するケースもあつた。また、大山崎のように、あらかじめ受給者側が先行禁制の案文を提出して発給者側が文言修正を行う場合もあれば、立政寺の場合のように、発給者側が先にフォーマットを示し、受給者側のニーズに応じてその内容を「付けたリ」として追記する例もあつた。

一方の「複製型」は、発給者側が一方的に禁制を発給することを特色とする。受給者との距離は問題とならず、距離や軍の経路に関係なく、諸勢力の支持を取り付けたい場合に出される。本稿で取り上げた、本能寺の変後の光秀の場合のように、差し迫った政治情勢の下で発給されたケースを典型とするが、より広く、戦国大名の文書発給バ

ターンに目を拡げれば、関東に君臨した後北条氏の発給した朱印状のうち、直状形式のものもまた、このタイプに属するものと言えよう。

最後に、信孝に信長・信忠の後継である意識があったかという点についても考察しておきたい。中島雄彦氏は、美濃国内での美江寺、瑞龍寺、崇福寺において信孝が信長禁制を参考にしている点を挙げ、信孝に後継者の意識があったことを指摘している⁽⁴⁶⁾。しかし筆者は、中島氏の根拠のみでは、そうは断言できないと考えている。というのは、そのいずれもが七月以降の発給であること、加えて美濃国内だけであることから、六月二十七日の清須会議の決定後における美濃国内での正統性のアピールでしかなく、それだけでは、山城など、対外的に影響力を持ちうるような、後継者アピールとはなりえない、と考えるからである。むしろ重要なのは、本稿で論じてきたような、他地域の禁制発給、大山崎や東寺、法隆寺等の事例を組み合わせ、信孝の行動を一連に検討することであり、その検討を経てはじめて、美濃国にとどまらない、織田家全体として、信長・信忠の後継である意識の存在を読み取りうるのではないか。

こう考えるならば、そのような姿勢の起点として、六月四日時点での信孝安堵状(表①No.2)が注目される⁽⁴⁷⁾。

其方身上之儀、先年別而忠節之段、具聞届候、以_二其故_一被_レ成_二御朱印_一通、則_レ拝見候、於_二向後_一、其筋目聊不_レ可_レ有_二相違_一、并国中諸役之事令_二免除_一訖、猶以相違有間敷候状、如_レ件、

天正十

六月四日

安井清右衛門殿

先年までの忠節を以て「御朱印」「御」とあることからおそらく信長のものであろう)の通りであることを安堵している。この時点で信孝は、後継者としての安堵が求められていることに気づいたのではないだろうか。これには当然、申請者に対する、戦局における信孝方による支持集めという意味も含まれるだろうが、この後、信長や信忠の禁制を参照しつつ、独自性をも交えながら禁制発給において個別の対応を行った点に鑑みると、変直後の六月四日以降、本章で検討した六月中にかけて、徐々に後継者的な役割を自覚したのだろう。そして、変後の信孝への支持と信孝の後継者への姿勢とが合致して、このような〈交渉型〉禁制が発給されたのだと考える。

三 信孝の「継目安堵」と〈交渉型〉禁制発給の関係

第一、第二章では、織田信孝の禁制の特徴を解明し、信孝の姿勢を検討した。一方で山崎布美氏は、変直後に、信孝が昵懇の仲であった水無瀬親具に折紙を発給した、いわゆる水無瀬相論を起点に、信孝による、信長以来の安堵(「継目安堵」を求める動きが起こった点を指摘している⁽⁴⁸⁾。よって本章では、水無瀬相論における、信孝の文書発給能力(ここでは「裁定者としての認知」を指す)の有無について再検討を行い、加えて前章までの成果を踏まえて、信孝の〈交渉型〉禁制と「継目安堵」の位置関係を明らかにしたい。

山崎氏は、水無瀬家相論によって信孝と昵懇であった親具を基軸にした交友圏が、京都における信孝による継目安堵の発給起点となった点を指摘している⁽⁴⁹⁾。加えて六月二十八日に「参_二禁裏_一」、織田三七郎当所免除之状、以_レ勸_二黄門_一、親王御方へ懸_二御目_一訖⁽⁵⁰⁾とある点か

ら、清須会議の内容が京都に届いていない中で、朝廷が信孝の文書発給能力を認識したとしている。

これに対して、まずは朝廷が信孝の訴訟裁定能力を認知していたという点について。筆者はそうは言えないと考えている。本能寺の変後、六月二十八日の吉田兼見への安堵については「親王御方へ懸^②御目^③訖」としたわけだが、水無瀬相論については、結局のところ七月九日に禁裏で調停を行っている。^④これは信孝の発給に必ずしも従うとは限らないことの現れであろう。加えて、山崎氏が挙げる史料に、水無瀬親具の父、兼成が書いたとする、丹羽長秀宛の手日記があるが、この史料に「去七月十二日、為^⑤禁裏筑州へ被^⑥立^⑦勅使」、中將殿曲事之由被^⑧仰候処ニ、成敗之段勅定次第可^⑨申付^⑩候由、御請被^⑪申事^⑫とあるように、信孝の発給を無効として、山城を治める勅定を秀吉に申し付けている。つまり発給能力の認識どころか、最終的には逆の裁定を行っているのである。朝廷の認識は信孝ではなく、清須会議の通り、山城でのことは山城を治める秀吉に相談する、という姿勢であつたのだろう。

次に継目安堵について。「継目安堵」という点に限っては、たしかに山崎氏の言う、信孝と昵懇であつた親具を基軸にした交友圏が、京都における信孝による継目安堵の発給起点となつたことは間違いではないだろう。しかし朝廷自体が信孝の裁定能力を認知していない中で、親具・兼見・真如堂の繋がり^⑬のみによつて信孝の京都への影響力が増した、などと言えるのだろうか。やや現実的ではないと考える。

ここで第一、第二章での検討結果を想起するならば、信孝が信長・信忠の後継として求められ始めたのは、変直後に安堵状、禁制を相次いで発給した時点である。それに信孝が応え、信長・信忠時代の安堵内容を継承してくれると寺社や在地勢力が認識した時点は、水無瀬相

論や兼見への安堵よりも先行している。つまり、信孝への支持や、信孝が信長・信忠の後継にあたるという認識は、六月初頭から徐々に広まつて京都で影響を持つに至つたのであり、山崎氏の言う、信孝と昵懇であつた親具を基軸にした交友圏は、影響力の「起点」ではなく、あくまで七月以降の時点での、影響力の「余波」と呼ぶべきものであろう。

以上述べたとおり、京都における信孝への支持・後継者的認識は、本能寺の変直後の、六月初頭の動き、とりわけ光秀の〈複製型〉禁制とは対照的な、〈交渉型〉禁制の発給に起点がある。が、清須会議を経た七月時点に至ると、朝廷による信孝の裁定能力への認知は無く、一部公家や寺社のニーズに応えた「継目安堵」を過大に評価することはできないと結論する。

おわりに

本稿は、織田信孝が発給した禁制の様式上の特異性、とりわけ「付けたり」の機能について分析を加え、その作業を通じて、信孝が信長・信忠の後継者的存在として認知される契機を再検討した。

信孝は基本的に受給者への個別対応を行つており、それは交渉によるものである場合がほとんどであつた。このため本稿ではこれを、〈交渉型〉禁制と呼ぶことを提唱した。信孝の〈交渉型〉禁制においては、信孝が用意した禁制の基本フォーマットにない保護情報が、過去に受給者が得た信長・信忠禁制にあつた場合、その内容がそっくりそのまま「付けたり」の形でわざわざ追記されたものが認められ、そこに、発給者―受給者間の〈交渉〉が如実に反映されていることを明らかにできたものと思う。

一方、信孝の〈交渉型〉禁制に顕著にみられる個別対応とは対照的に、基本フォーマットを複製した同一様式の禁制を、一方的かつばらばらに発給していたのが明智光秀である。第二章で取り上げた大山崎の事例では、これを〈複製型〉禁制と命名するとともに、本能寺の変直後の明智光秀・織田信孝双方から出された禁制の発給過程を復元することを通じて、保護を受けたい在地勢力が、光秀の〈複製型〉禁制を忌避し、信孝の〈交渉型〉禁制の発給を希求した点を明らかにできたものと思う。両者の比較から、変後の信孝への支持と、信孝の後継者としての姿勢とが合致して、〈交渉型〉禁制が発給されたことが分かる。

そのうえで、従来山崎布美氏によって指摘されてきた、水無瀬相論を発端とした信孝による「継目安堵」の意義についても再検討を行った。結論として、信孝による「継目安堵」を、本能寺の変後に信孝に求められた後継者像の起点として位置付けるのは妥当ではなく、変直後に生じた〈交渉型〉禁制の発給にこそ、その起点が求められるべきであり、清須会議以後、七月時点での信孝の訴訟裁定能力を過大に評価することはできないと考える。

最後に、残された課題について触れておく。信孝の〈交渉型〉禁制の特色として、個別交渉を前提としながらも、一定のフォーマット提示があること、また先行する禁制にあった「寄宿」文言を除外するなど、一定のポリシーに従った改変が行われることについては、本文中でも述べたとおりである。また、第一章で強調した「付けたり」の機能も、これをわざわざ一条として、別に立項しないところに、逆に基本フォーマットへの強いこだわりを見えることもできる。これは信孝が、交渉の過程で、受給者側から求められるままに文書を発給したわけでは決してなかった点をも示している。信孝がなぜ「当手」を削

り、「寄宿」を外したのか、については、さまざま推論を立てることは可能だが、現時点では成案を得ていない。

また、信孝における「付けたり」の、独特というほかない機能が、他の禁制発給者における「付けたり」においても当てはまるケースがあるのか、ないのか、という問題、すなわち「付けたり」の類型論や比較検討については、本稿では行っておらず、この点も残された課題となる。さらに、東島誠氏のご教示によれば、禁制には二条書きのものもあり、条数によって札銭の額面が違った可能性、つまり「付けた」にするか一条立てるかでは、文書発給費用が異なっていた可能性についても、考察する必要がある。今後の課題としたい。

注

- (1) 近年の信孝研究の整理としては、柴裕之「織田信雄・信孝——権力継承をめぐる相剋のもとでの「きょうだい関係」」(『日本歴史』八九六号、二〇二三年)がある。
- (2) 奥野高廣「神戸信孝の役割——甲州遠征における」(柴裕之編『論集戦国大名と国衆二〇 織田氏一門』、岩田書院、二〇一六年、初出一九八〇年)。
- (3) 稲本紀昭「神戸信孝の四国出兵と北伊勢国人」(柴裕之編『論集戦国大名と国衆二〇 織田氏一門』、岩田書院、二〇一六年、初出一九九七年)。諏訪勝則「織田政権と三好康長——信孝・秀次の養子入りをめぐって」(天野忠幸編『論集戦国大名と国衆一〇 阿波三好氏』、岩田書院、二〇一二年、初出一九九三年)。
- (4) 山崎布美「織田信孝の継目安堵——織田権力の終焉をみる」(『国史学』二一五号、二〇一五年)。山崎布美「織田権力の形成と終焉」(國學院大學博士論文、甲第二二二号、二〇一八年、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12154254> 参照、二〇一三—二〇一六閲覧)。
- (5) 伊藤真昭「鹿王院と豊臣政権」(鹿王院文書研究会編『鹿王院文書の研究』思文閣出版、二〇〇〇年)。
- (6) 尾下成敏「清須会議後の政治過程——豊臣政権の始期をめぐって」(『愛知県史研究』一〇号、二〇〇六年)。
- (7) 前掲註(4)山崎氏論文(二〇一五、二〇一八)。

- (8) 水野嶺『戦国末期の足利將軍権力』（吉川弘文館、二〇二〇年）。
- (9) 東島誠『幕府』とは何か——武家政権の正当性（NHKブックス、二〇二三年）。
- (10) 峰岸純夫『中世災害・戦乱の社会史』（吉川弘文館、二〇〇一年）。
- (11) 奥芝理沙『今川氏親の禁制・禁制様判物にみる自領／他領認識——特に遠江を中心に』（『戦国史研究』八八号、二〇二四年奥付・二〇二五年刊行）。
- (12) 前掲註(4)山崎氏論文（二〇一五、二〇一八）。
- (13) 〈表①〉の所在地欄に記した各史料を調査及び、藤井讓二編『織豊期主要人物居所集成（第二版）』（思文閣出版、二〇一六年）を参照。
- (14) 『多聞院日記』天正十年六月五日条（『大日本史料』十一編一冊、二六二頁）。（天正十年）十月十八日羽柴秀吉書状（金井文書、『大崎町史 史料編』京都府大崎町、一九八一年、一七〇頁）。
- (15) 天正十年六月七日丹羽長秀副状（離宮八幡宮文書、『大日本史料』十一編一冊、三〇九頁）。
- (16) 『兼見卿記』（史料纂集）天正十年六月十五日条。
- (17) 『兼見卿記』天正十年六月十四日条。
- (18) 天正十年六月日織田信孝禁制（東寺文書、『大日本史料』十一編之一、三二〇～三二一頁）。
- (19) 天正十年六月日織田信孝禁制（東福寺文書、『大日本史料』十一編之一、三一頁）。
- (20) 『兼見卿記』天正十年六月廿二日条。
- (21) 天正十年六月日織田信孝禁制（立政寺文書、『大日本史料』十一編之一、七三〇頁）。
- (22) 天正二年三月日織田信忠禁制（立政寺文書、『大日本史料』十編之二十一、二七二～二七三頁）。
- (23) 中島雄彦『戦国期美濃国における禁制をめぐる二、三の考察——『岐阜県史』を対象として』（『岐阜市歴史博物館研究紀要』第二四―二五号、二〇一九年）。
- (24) 天正十年六月廿三日羽柴秀吉判物（立政寺文書、『大日本史料』十一編之一、七三〇～七三二頁）。なお、『禁制様判物』という様式呼称については、前掲註(11)奥芝論文に倣った。
- (25) 小林清治『秀吉権力の形成——書札・禁制・城郭政策』（東京大学出版会、一九九四年）。
- (26) 天正十年六月日織田信孝禁制（『岐阜県続古文書類纂』、『大日本史料』十一編之一、七三一頁）。
- (27) 天正十年六月日織田信孝禁制（『諸国高札』、『大日本史料』十一編之一、七三二頁）。
- (28) 天正十年六月日織田信孝禁制（『岐阜県続古文書類纂』、『大日本史料』十一編之一、七三一～七三二頁）。
- (29) 永禄十一年十月日織田信長禁制（菅孝次郎氏所蔵文書、奥野高廣『増訂織田信長文書の研究』上巻所収、一九八八年、一二八号）。
- (30) 天正十年六月日織田信孝禁制（法隆寺文書、『大日本史料』十一編之一、三一～三二二頁）。
- (31) 永禄十一年九月日織田信長禁制（東寺百合文書、せ函、奥野高廣『増訂織田信長文書の研究』上巻所収、一九八八年、一二六号）。
- (32) 前掲註(18)文書。
- (33) 柴辻俊六『織田政権の形成と地域支配』（戎光祥出版、二〇一〇年）。
- (34) 〈表②〉の所在地欄に記した各史料を調査、及び、藤井讓二編『織豊期主要人物居所集成（第二版）』（思文閣出版、二〇一六年）を参照。
- (35) 天正十年六月三日明智光秀禁制（離宮八幡宮文書、藤田達生・福島克彦編『明智光秀（史料で読む戦国史③）』所収、二〇一五年、一一六号）。
- (36) 天正十年六月日明智光秀禁制（多賀神社文書、前掲註(35)書、一一七号）。
- (37) 天正十年六月七日明智光秀禁制（賀茂別雷神社文書、前掲註(35)書、一一八号）。
- (38) 天正十年六月七日明智光秀禁制写（渡辺重雄氏所蔵文書、前掲註(35)書、一一九号）。
- (39) 天正十年六月九日明智光秀禁制（大徳寺文書、前掲註(35)書、一二〇号）。
- (40) 『兼見卿記』天正十年六月九日条。
- (41) 前掲註(9)東島著書。
- (42) 『兼見卿記』天正十年六月八日条。
- (43) 元亀四年三月日織田信長禁制案（離宮八幡宮文書、『増訂織田信長文書の研究』上巻、三六五号）。
- (44) 天正十年六月日織田信孝禁制（離宮八幡宮文書、『大崎町史 史料編』三一～三二頁）。
- (45) 山中恭子『文書と真実・その懸隔への挑戦』『史学雑誌』九〇編一〇号、一九八一年）ほか。
- (46) 前掲註(23)中島論文。
- (47) 天正十年六月四日織田信孝判物写（安井文書、『大日本史料』十一編之一、二二四～二二五頁）。

(48) 前掲註(4)山崎氏論文(二〇一五、二〇一八)。

(49) 前掲註(4)山崎氏論文(二〇一五、二〇一八)。本能寺の変後の水無瀬家相論の間で、兼見の子息兼治が親具と同行し挨拶を済ませている点、六月二十二日に「御朱印之次目三七殿へ申入」れて、四日後に「三七郎殿免除之状相調」えた際には、「水無瀬兵衛督悉皆馳走也」とあり、親具の取り成しがあった点、さらにそれを聞いた近所の真如堂が七月九日に「真如堂東陽房来、彼寺御朱印之続目三七郎殿へ申入度候由」とした点があり、信孝による継目安堵の発給起点としている。

(50) 『兼見卿記』天正十年六月廿八日条。

(51) 清須会議では信長や光秀の遺領配分が行われ、山城国は秀吉が配分された。

(天正十年) 六月廿七日柴田勝家他四名連署状案(小西康夫氏所蔵文書、『小西家所蔵文書図録』、一九九七年、二一五号)によれば、織田三法師を宿老衆が奉じること、洛中の政治はまず奉行が裁許する旨が記載されている。

(52) 『兼見卿記』天正十年七月九日条。前掲註(49)に記載。

(53) (年月日不詳) 丹羽長秀宛兼成申状案(「水無瀬宮文書、『大日本史料』十一編之一、七一八～七一九頁)。

(54) 前掲註(52)同条。前掲註(49)に記載。

(本学入学センター入学課 職員)